



改正宅建業法で建物の取引はどう変わるの

改正宅建業法平成30年4月1日施行では、既存住宅の売買の仲介を行う際には、インスペクションを受けるよう誘導していくことが求められてきます。

そのインスペクションを担う資格として既存住宅状況調査技術者が創設・規定され、全国で講習会が始まっていることをご承知のところと存じます

今、**建物を正當に評価し適正に維持管理すること**が求められています。

国は今回の業法改正をきっかけに既存住宅の流通マーケットが成長し、安心な取引環境の整備が図られることを目指しています

今回のセミナーではこの法改正施行について、体系建ててご説明いたします。

記

セミナー開催のご案内

日時 平成29年5月23日（火）13：00受付開始（13時30分～16時10分）

会場 協和錦ビル6F 6C会議室 名古屋市中区錦3-10-14

講演1 テーマ 改正宅建業法 平成30年4月1日施行関係について
公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会

講演2 テーマ 既存住宅状況調査技術者は何を検査するのか
既存住宅状況調査技術者講習登録機関(第1号)
一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会

参加費 無料

会員の皆様は16時20分から17時まで会員会議第5回を開催いたします。

セミナー参加申込書

FAX送付先052-950-3773

■以下の内容にて、参加を申し込みます

平成 年 月 日

貴社名	(フリガナ)		
所在地	〒 - (フリガナ)		
連絡先	TEL	FAX	E-MAIL
参加者1	役職	参加者2	役職
	フリガナ 氏名		フリガナ 氏名

◆お申込み多数の場合、お断りする場合がございます、お早めにお申込み下さい

◆参加受付完了の方には「受付完了確認書」及び参加会場の詳細案内図を送付いたします。

◆セミナー参加についてのお問い合わせは、

HMS 一般社団法人 住まい管理支援機構
Housing Maintenance Support Organization

〒460-0003 担当：松下
名古屋市中区錦三丁目10番14号 協和錦ビル7階
TEL 052-950-3770 / FAX 052-950-3773

<http://www.sumai-kanri.org>

